

別表2 補助対象経費及び補助率

区分	補助対象経費	左記の内訳	補助率
産地実証	機器購入費	産地実証に向けて就業環境改善を推進するスマート農業技術を活用した機械等の導入費	1 / 3 以内
	報償費	産地実証における実証農家でのデータ収集のための経費	
	委託費	産地実証の実施に必要な調査・分析・設計など、実施主体が実施することが困難な特殊な技能又は資格を必要とする業務を外注する場合に要する経費	
	使用料及び賃借料	産地実証に必要な設備使用料、機器レンタル料等	
技術習得	研修費	技術習得のために国や民間企業等が主催するスマート農業に関する研修等の参加費及び参加するための交通費、宿泊費	定額
	報償費	技術習得のために外部から招へいするスマート農業に関する専門家等に対する謝金及び交通費、宿泊費	

※補助対象経費についての留意点

- ・本事業において対象とする経費は、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。
- ・広く普及しているものは、原則、補助対象としない。ただし、補助対象経費として妥当性を説明できるものについては、補助対象とすることができる。
- ・委託料については、適正な理由がある場合、コンソーシアム構成員への業務委託についても補助対象とする。